

地方公共団体コード						表番号		
1	2	3	0	0	0	6	7	8
								0

13 犯則事件に関する調

区 分	列 番 号	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	
			前年度からの繰越件数		犯 則 摘 発		通 告 処 分			通 告 履 行		告 発		不 問		通 知 処 分 件 数	時 効 成 件 数	翌年度への繰越件数			
			処 分 未 済	履 行 未 済	件 数	左 の 脱 税 額 (千円)	件 数	左 の 脱 税 額 (千円)	通 告 額 (千円)	件 数	履 行 額 (千円)	件 数	左 の 脱 税 額 (千円)	通 告 不 履 行 に よ る 告 発 件 数	件 数			左 の 脱 税 額 (千円)	処 分 未 済	履 行 未 済	
9	12	14	16	20	27	29	36	42	44	50	52	58	60	62	68	70	72	74	76		
軽 油 引 取 税	144 条 の 22	0 1 0																			
	両罰規定による行為者に対するもの	0 2 0																			
	144 条 の 25	0 3 0																			
	両罰規定による行為者に対するもの	0 4 0																			
	144 条 の 33 第 1 項	0 5 0																			
	両罰規定による行為者に対するもの	0 6 0																			
	144 条 の 33 第 2 項	0 7 0																			
	両罰規定による行為者に対するもの	0 8 0																			
	144 条 の 33 第 3 項	0 9 0																			
	両罰規定による行為者に対するもの	1 0 0																			
	144 条 の 41 第 1 項	1 1 0																			
	両罰規定による行為者に対するもの	1 2 0																			
	144 条 の 41 第 2 項	1 3 0																			
	両罰規定による行為者に対するもの	1 4 0																			
そ の 他 の 罪	1 5 0																				
両罰規定による行為者に対するもの	1 6 0																				
計	1 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
両罰規定による行為者に対するもの	1 8 0		0			0			0		0		0		0		0		0	0	
そ の 他 の 税	1 9 0																				
両罰規定による行為者に対するもの	2 0 0																				
合 計	2 1 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
両罰規定による行為者に対するもの	2 2 0		0			0			0		0		0		0		0		0	0	

(注) 1 法第144条の33第5項に規定する罪に係る犯則件数については、事務処理の都合上、「144条の33第3項」の欄に記載すること

2 斜線部分は記入しないこと